

箕面市役所豊川支所  
清掃・警備業務委託仕様書

## 豊川支所清掃・警備業務委託仕様書

この仕様書は、箕面市役所豊川支所の清掃警備業務委託の大要を示すもので、その他軽微な事項については、本書に記載なき事項であっても、委託者（以下「甲」という。）が施設管理上必要と認めた事項について、受託者（以下「乙」という。）は実施しなければならない。

### 1 共通事項

#### (1) 定義

- ①平日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
- ②休日 平日を除く日
- ③時間外 平日の午前8時45分から午後5時15分を除く時間

#### (2) 対象となる施設

箕面市役所豊川支所 箕面市粟生間谷西一丁目2番1号

#### (3) 施設の概要

鉄筋コンクリート造2階建 地下1階  
敷地面積 4,433m<sup>2</sup>  
建築面積 768m<sup>2</sup>  
延面積 1,864m<sup>2</sup>

### 2 清掃業務

#### (1) 作業内容

- ① 作業は、別紙「箕面市役所豊川支所清掃作業基準表」により実施すること。
- ② 別紙「箕面市役所豊川支所清掃作業基準表」以上の作業能力を有する人員を配置すること。
- ③ 作業の処理状況の検収は、作業日報及び作業実施の状態から総合的に甲が判断する。なお、特別清掃については乙の様式により甲の指定する日までに報告書を提出すること。

#### (2) 勤務時間

平日の午前7時30分から午後4時15分までとする。

#### (3) その他

清掃に必要な消耗品及び用具は、乙の負担とする。

### 3 保安警備業務

#### (1) 人員

昼間・夜間において、庁舎内外の警備を実施するにつき、業務の円滑かつ万全を期すための人員を配置すること。

#### (2) 勤務時間

(平日) 午後5時15分から翌日午前9時まで

(休日) 午前9時から翌日午前9時まで

#### (3) 資格

警備業法に基づく研修を受け、かつ警備員としての要件を具備していること。

#### (4) 業務に附帯する経費の負担区分は以下のとおりとする。

①甲は、下記項目について、乙に無償で使用又は貸与する。

ア) 施設内の警備員室

イ) 警備員室に設置する机、座布団、ロッカー等の備品

ウ) 警備員室の使用に係る光熱水費

②乙は、①に記載する以外のすべての経費を負担すること。

#### (5) 警備等計画書の提出

年間及び日常の警備計画書は、甲の指定する日までに作成・提出し、甲の承認を得ること。

#### (6) 業務内容

- ①庁舎、駐車場、自転車・単車置場及び支所敷地内通路等の巡回警備に関すること。
- ②不法駐車、不法行為等の取締りに関すること。
- ③不審者に対する声かけ、その他の処置に関すること。
- ④盗難、火災、器物破損、転倒等の事故防止のための巡回点検等に関すること。
- ⑤来庁者、車両、火災等にかかる事故発生時の初期対応・応急対策に関すること。
- ⑥ポスター及び看板類の取締りに関すること。
- ⑦赤外線センサーが感知した異常時の確認、その他の処置に関すること。
- ⑧火気及び火気使用器具の点検に関すること。
- ⑨時間外の来庁者及び電話への対応に関すること。
- ⑩庁舎の各出入口扉及び窓等の開閉及び施錠等に関すること。
- ⑪電灯の消灯、冷暖房設備及び事務機器類の管理に関すること。
- ⑫エレベーターの運転管理に関すること。
- ⑬国旗、市旗の掲揚に関すること。
- ⑭その他庁舎警備に附帯する事項。

(7) 業務の報告

- ① 日常の業務報告は、甲の指定する様式により毎日作成し、平日の勤務終了時に報告を行うこと。
- ② 事故等が発生し、又は発生のおそれがあるときは、乙は速やかに甲に連絡し、指示を受けなければならない。

(8) その他

- ① 就業中は、制服及び名札を着用すること。
- ② 警備員の配置転換等
  - ア) 乙は、警備員を配置しようとするときは、甲が認める様式により甲に警備員の履歴書を提出すること。
  - イ) 警備員に配置転換の必要性が生じたときは、業務の処理能力の低下を期すことのないよう実務研修を行い、あらかじめ甲の承認を得ること。
  - ウ) 乙は、甲が警備員に不適合者があると認め、その交代の申出を受けたときは、速やかに調査の上処置すること。
- ③ 警備中に発生した事故は、乙の責任とする。
- ④ 業務の遂行に関し、第三者から苦情申出等があった場合は、速やかに乙が誠意をもって適切な処置を講じること。
- ⑤ この仕様書に準ずるもののほか、緊急連絡方法等細目については、甲乙協議の上別に定める。

4 特記事項

当契約においては、豊川支所の施設変更により契約期間及び業務の範囲等の内容を変更することがある。

この場合、甲乙協議の上、契約金額の見直しを行うものとする。

以上





箕面市役所豊川支所  
設備機器保守点検業務委託仕様書

## 豊川支所設備機器保守点検業務委託仕様書

この仕様書は、箕面市役所豊川支所の設備機器保守点検業務委託（以下「設備点検業務」という。）の概要を示すもので、その他軽微なものについては、本書に記載なき事項であっても、委託者（以下「甲」という。）が施設管理上必要と認めた事項について、受託者（以下「乙」という。）は実施しなければならない。

### 1. 共通事項

#### (1) 定義

- ①平日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
- ②休日 平日を除く日
- ③時間外 平日の午前8時45分から午後5時15分を除く時間

#### (2) 対象となる施設

箕面市役所豊川支所 箕面市粟生間谷西一丁目2番1号

#### (3) 施設の概要

鉄筋コンクリート造2階建 地下1階  
敷地面積 4,433㎡  
建築面積 768㎡  
延面積 1,864㎡

### 2 業務内容及び実施頻度

- |                            |      |
|----------------------------|------|
| (1) 消防設備法定点検（消防法第17条に基づく）  | 2回/年 |
| (2) 昇降機保守点検（建築基準法第12条に基づく） | 1回/月 |
| (3) 受水槽点検清掃                | 1回/年 |
| (4) 水質検査                   | 2回/年 |
| (5) 自動扉保守点検                | 4回/年 |
| (6) 水景施設清掃及び機器保守点検         | 2回/年 |
| (7) 小便器洗浄保守点検              | 6回/年 |
| (8) 空調機器保守点検               | 2回/年 |

### 3 業務要領

- (1) 年間の設備点検業務計画書を毎年4月に提出すること。
- (2) 設備点検業務は、豊川支所利用者等に十分なる注意をし、各業務仕様に基づき実施すること。
- (3) 設備点検業務は、関係法令の定めに基づき有資格者が行い、適正な維持管理に努め



ること。

- (4) 設備点検業務中に発生した事故又は器物に損害を与えた場合は、乙は直ちに甲に連絡し、甲の指示に従い乙の責任と負担において原状回復すること。
- (5) 設備点検業務終了後、乙は設備点検業務報告書を提出し、異常を認めた場合は甲に速やかに報告すること。
- (6) 設備点検により消耗品、部品等を取り替える必要が生じた場合は、経費負担等についてその都度甲、乙協議の上決定する。ただし、フルメンテナンス委託分は除く。
- (7) その他、業務履行に当たり疑義が生じた場合は、信義に基づいて甲乙協議の上、解決すること。

#### 4 各業務仕様

(1) 消防用設備法定点検《消防署への報告書提出は1回/年》 1回(2回/年)

##### ①消火器具

消火器点検ABC粉末消火器外 13本

##### ②ハロゲン化物消火設備

消火剤貯蔵容器(ハロン1301容器)62kg 5本

容器弁開放装置 電気式 1台

ガス圧式 4個

操作管・逆止弁 4φ銅管

起動装置 手動式 1台

自動式 6台

警報装置 AU6027型

音声警報 4台

制御盤 壁掛型 1面

制御盤用音響警報装置 1台

配管等 50A銅管

消火剤等排出装置

放出表示灯 7台

噴射ヘッド 11台

防護区画 シャッター 4面

非常電源(内蔵型)

耐震装置

全域放出方式・局所放出方式

警報装置 スピーカー 4台

ブザー 1台

遅延装置

開口部自動閉鎖装置 シャッター 4面

起動装置・選択弁 地下1階駐車場

放出表示灯他

操作箱		1台
リードスイッチ		1個
復帰式ボタン		2個
移動式		
ノズル開閉弁		
ホース・ホース接続部		
③自動火災報知設備		
予備電源・非常電源（内蔵型）蓄電池、端子電圧		24V
受信機・中継器	受信盤P型1級10/10L	
感知器 熱感知器（スポット型）		
差動式		28個
定温式（再）		6個
煙感知器（光電式スポット型）		23個
発信機（P型1級）		5個
表示灯		6個
音響装置（DC24V）		6個
蓄積機能		
総合点検（同時作動、煙感知器等の感度、地区音響装置の音圧、総合作動）		
配線点検		
④非常警報器具及び設備		
非常電源（内蔵型）		
蓄電池		2個
端子電圧		24V
切替装置、充電装置他		
放送設備		
音響装置・スピーカーの音圧		
総合作動		
配線点検		
⑤誘導灯及び誘導標識		
誘導灯	大型	4台
	中型	10台
避難口誘導灯	A級	1台
	B級	2台
	C級	1台
通路誘導灯	B級	2台
配線点検		

⑥防排煙制御設備

連動制御器		
手動開閉装置	複合盤 8 回線	1 面
感知器 (3 種)		8 個
自動閉鎖装置	防火シャッター	4 面
垂れ壁	3 面	
音響装置		
連動制御器		
感知器		
蓄積機能		
総合点検	煙感知器感度、総合作動、配線点検	

(2) 昇降機保守点検《フルメンテナンス》

①交流中速常用エレベーター (3 停止) . . . . . 1 台

900kg 13人乗り (日立製)

地震管制運転、車椅子仕様、音声合成自動放送装置付き

②保守点検整備の対象

機械室関係

巻上機、電動機、マグネットブレーキ、受電盤、制御盤、信号盤、ガバナマシン、そらせ車

出入口関係

各階インジケータ、各階ドア及びロック装置、各階押しボタン

乗かご関係

かご廻り各機器及び非常止め装置、ドア開閉機構、運転盤、外部連絡装置、停電灯

昇降路関係

主レール及びカウンターウエートレール、各階ドア装置、ブラケット関係、各リミットスイッチ及び着床装置、主ロープ、ガバナロープ、コンペンセーティングロープ (チェーン)、カウンターウエート、テールコード、各テンションプーリ、緩衝装置

(3) 受水槽点検清掃

受水槽 (FRP製、容量6m<sup>2</sup>点検清掃)

槽内洗浄及び消毒作業

レベル制御機器動作点検・錆おとし・洗浄

給水設備 (定水位弁、ボールタップ、電磁弁、バルブ等) 動作点検

ポンプ関係動力盤等点検

槽本体、内外面点検及び漏水点検

簡易水質検査 (色度、濁度、臭気、味、残留塩素の含有率)

(4) 水質検査

①水質検査 (残留塩素、pH) 1回/週

②飲料水の水質検査

6か月に1回	水質検査の結果、基準に適合していた場合は、その次の回の水質検査時に省略可能	1年に1回 (6月1日～9月30日)
一般細菌 大腸菌 亜硝酸態窒素 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 塩化物イオン 有機物 (全有機炭素 (TOC) の量) pH 値 味 臭気 色度 濁度		シアン化物イオン及び塩化シアン 塩素酸 クロロ酢酸 クロロホルム ジクロロ酢酸 ジブロモクロロメタン 臭素酸 総トリハロメタン トリクロロ酢酸 ブロモジクロロメタン ブロモホルム ホルムアルデヒド

(5) 自動扉保守点検《フルメンテナンス》

①ナブコ DS-21型 5台  
DS-60型 2台

②保守点検整備の対象

- ドアーエンジン装置 (本体)
- ドアーエンジン動力部装置
- ドアーエンジン制御部装置
- ドアーエンジン操作スイッチ及び制御スイッチ

(6) 水景施設清掃及び機器保守点検

①流水装置点検整備

- 操作盤の清掃・点検
- 水中ポンプの外観点検・運転電流値・モーター絶縁抵抗・送水状態確認
- ストレーナー等清掃し、流水点検

②壁泉及び流水路清掃

各所高圧洗浄にて清掃を実施すること。

(7) 小便器洗浄保守点検

①カルミックエアユニットMK7 7台

- 芳香剤、消毒殺菌剤及び洗浄剤等の取替え
- 便所内臭気の調査、小便器の漏水、尿石等の調査

## (8) 空調機器保守点検

- ①空冷式ヒートポンプエアコン室内機点検（熱交換器の薬品洗浄〈年1回〉含む）
- ②空冷式ヒートポンプエアコン室外機点検（熱交換器の薬品洗浄〈年1回〉含む）
- ③空冷式ヒートポンプエアコンフィルター清掃
- ④空調換気扇フィルター清掃
- ⑤フロン排出抑制法に基づく点検作業を実施（3カ月に1回及び、3年に1回）

## 《室内機（ダイキン）26台》

FXYS-125G（天井ビルドイン形）	4台（フィルター2枚/台）
FXYC-80G（天井カセット形）	4台（フィルター2枚/台）
FXYC-63G（天井カセット形）	2台（フィルター2枚/台）
FXYC-40G（天井カセット形）	1台（フィルター2枚/台）
FXYC-25G（天井カセット形）	1台（フィルター1枚/台）
FXYS-25G（天井ビルドイン形）	1台（フィルター1枚/台）
SMYG-140BD（天井カセット形）	2台（フィルター2枚/台）
FVY-125D（床置形）	1台（フィルター1枚/台）
C-500CXV（天井カセット形）	1台（フィルター2枚/台）
C-400CXV（天井カセット形）	2台（フィルター2枚/台）
C-320CXV（天井カセット形）	2台（フィルター2枚/台）
F-4001CXV（天井カセット形）	1台（フィルター2枚/台）
F-320CXV（天井カセット形）	1台（フィルター2枚/台）
F-320TEYV（壁掛形）	1台（フィルター2枚/台）
F-2801CXV（床置形）	1台（フィルター2枚/台）
F-220TY（壁掛形）	1台（フィルター2枚/台）

## 《室外機（ダイキン）7台》

RSXY-10G	4台
RSXY-8G	1台
M-800XT	2台

## 《空調換気扇（三菱電機）12台》

LGH-80R2Z	5台（フィルター4枚/台）
LGH-65R	1台（フィルター4枚/台）
LGH-50R6	2台（フィルター4枚/台）
LGH-65C-S	3台（フィルター2枚/台）
VL-1500ZX	1台（フィルター1枚/台）

以上

箕面市役所豊川支所  
電気設備保安管理業務委託仕様書

## 豊川支所電気設備保安管理業務委託仕様書

この仕様書は、箕面市役所豊川支所の電気設備保安管理業務委託（以下「保安管理業務」という。）の概要を示すもので、その他軽微なものについては、本書に記載なき事項であっても、委託者（以下「甲」という。）が施設管理上必要と認めた事項について、受託者（以下「乙」という。）は実施しなければならない。

### 1 共通事項

#### (1) 定義

- ①平日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
- ②休日 平日を除く日。
- ③時間外 平日の午前8時45分から午後5時15分を除く時間。

#### (2) 対象となる施設

箕面市役所豊川支所 箕面市粟生間谷西一丁目2番1号

#### (3) 施設の概要

鉄筋コンクリート造2階建 地下1階  
敷地面積 4,433㎡  
建築面積 768㎡  
延面積 1,864㎡

#### (4) 自家用電気工作物の容量等

175kVA 6600V

### 2 業務内容

- (1) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第43条第1項に定める甲が設置する自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の監督に係る業務（以下「保安管理業務」という。）
- (2) 保安管理業務を実施する者及び必要に応じ他の保安業務担当者（以下「保安業務担当者等」という。）の選任
- (3) 電気工作物に事故、故障等が発生した場合、保安業務担当者等又は乙の職員の対応
- (4) 保安管理業務の結果記録等の保存
- (5) 第1号に定める事項のほか電気保安に関する業務の実施
- (6) 落雷及び水害による受電設備の損傷に対する保険での保証
- (7) 乙が管理する低圧絶縁監視装置の設置

### 3 業務要領

- (1) 年間の保安管理業務計画書を毎年4月に提出すること。
- (2) 保安管理業務は、豊川支所利用者等に十分なる注意をし、各業務仕様に基づき実施すること。
- (3) 保安管理業務は、関係法令の定めに基づき有資格者が行い、適正な維持管理に努めること。
- (4) 保安管理業務中に発生した事故又は器物に損害を与えた場合は、乙は直ちに甲に連絡し、甲の指示に従い乙の責任と負担において原状回復すること。
- (5) 保安管理業務終了後、乙は保安管理業務報告書を提出し、異常を認めた場合は甲に速やかに報告すること。
- (6) 点検等により消耗品、部品等を取り替える必要が生じた場合は、経費負担等についてその都度甲、乙協議の上決定する。
- (7) その他、業務履行に当たり疑義が生じた場合は、信義に基づいて甲、乙協議の上その解決に当たる。

### 4 各業務仕様

#### (1) 保安管理業務

##### a. 業務の区分

- ①電気工作物の設置又は変更工事についての設計の審査、工事期間中の巡視、点検及び測定・試験の実施
- ②電気工作物の維持及び運用が適正に行えるよう、定期的に行う電気工作物の巡視、点検及び測定・試験の実施
- ③電気工作物事故発生時の応急処置の指導及び事故原因探求並びに再発防止のため、とるべき処置の指導、助言及び状況に応じた臨時点検の実施

##### b. 業務の頻度

点検の種類及び回数は別表のとおりとする。

##### c. 別表の主な事項の取扱い

- ①年次点検は、年次点検Ⅰと年次点検Ⅱに区分し、甲乙協議の上契約期間中に実施する検査区分を決定する。
- ②外観点検は、設備の異音、異臭、損傷、汚損、機械器具・配線の取付状態及び過熱の有無（サーモラベルによる過熱の判定を含む。）、電線と他物との離隔距離の適否、接地線等の保安装置の取付状態等を、電気工作物の運転を停止しない状態ではしごその他の用具を用いず到達できる場所から目視等により実施すること。ただし、設備の状況により運転を停止して点検すること。なお、この場合は甲と実施方法について協議すること。
- ③別表中△印の点検項目は、乙の定める保安業務マニュアル等による巡視、点検及び測定・試験の実施とその判断基準により、実施しないことができる。



(2) 保安業務担当者等の選任

- ①乙は、(1)に掲げる電気工作物の保安管理業務を実施する者として、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）に適合する者を充てること。
- ②保安業務担当者等は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携行し、甲の求めに応じて提示すること。
- ③保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができる。
- ④乙は、前各号の保安業務担当者等を定め、乙の事業所への連絡方法とともに、書面をもって甲に通知すること。なお、保安業務担当者等の変更があった場合も同様とする。

(3) 電気工作物に事故、故障等が発生した場合、保安業務担当者等又は乙の職員の対応  
 電気工作物に事故、故障等が発生した場合、乙は保安業務担当者等又は乙の職員に適切な対応をとらせること。

(4) 保安管理業務の結果記録等の保存

乙が実施した保安管理業務の結果の記録等は、甲乙双方において実施した日を基準に3年以上保存すること。なお、保存期間が契約期間外となった場合、甲は、乙の保存にかかる追加の費用の負担を行わない。

(5) 第1号に定める事項のほか電気保安に関する業務の実施

乙は、以下に定める業務を必要の都度実施すること。

- ①経済産業大臣又は中部近畿産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて行う検査の立会い
- ②電気関係報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合の指導、助言
- ③その他、乙がこの業務を履行するために必要な事項

(6) 落雷及び水害による受電設備の損傷に対する保険での保証

乙は、甲の高圧受電設備が落雷又は水災により損傷した場合は、甲の申出により、乙の加入する「受電設備保証保険」から、甲の高圧受電設備を現状復帰させるために要した修理費を保険により保証するものとし、その内容は以下のとおりとする。ただし、高潮及び地震・噴火による津波は保険の保証対象外とする。

- ①保険の対象となる受電設備（保険の目的）は、電気事業者との責任分界点から受変電設備内の低圧配線用遮断機又は開閉器の二次側端子までの機器・設備とする。
- ②保険の対象とならない受電設備は、上記以外の機器・設備、及び上記の間に設置されている「木柱、コンクリート柱、屋根、フェンス」。
- ③支払われる保険金は損傷を受けた受電設備を事故発生直前の稼働可能な状態に復旧ために要した費用から、甲の負担額（2万円）を差し引いた額とする。
- ④前各号の内容については、甲乙協議の上変更することができる。

(7) 乙が管理する低圧絶縁監視装置の設置

- ①乙は、対象となる事業所の低圧電路の絶縁状態を監視するため、乙の負担により監視装置を設置し、常に正常に稼働するよう保守を行うものとする。
- ②甲は、監視装置を設置する場所の提供、電灯配線など設備等の利用については、無償で供与する。
- ③乙は、監視装置が警報基準（設定の上限値を50mAとする。）以上の漏洩電流が発生している警報（以下「漏えい警報」という。）を、連続して5分以上受信した場合、又は5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合は、乙の定めた対応基準により対応を行うとともに、乙はその受信記録を第4項に準じて保存すること。
- ④甲は、乙の設置した監視装置の善良なる保全に努めることとし、移設、取外し、修理等を行わない。
- ⑤乙は、この委託業務が終了した場合、監視装置を撤去すること。

以上

別表

設備	点検項目	工事期間中の 巡視、点検 (週1回)	月次点検 (隔月1回)	年次点検(毎年1回)		
				年次点検Ⅰ	年次点検Ⅱ	
引込設備	外観点検	○	○	○	○	
	10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
	区分開閉器	継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		開閉器と継電器の連動試験			△	○
引込線、支持物、 ケーブル等	外観点検	○	○	○	○	
	10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
受電設備	断路器	外観点検	○	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	遮断機、負荷開閉器	外観点検	○	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		継電器の動作試験			△	○
		継電器の慣性特性試験			△	○
		継電器の動作特性試験			△	○
		遮断機、開閉器と継電器の連動試験			△	○
	変圧器	外観点検	○	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
		内部点検			△	△
		絶縁油の酸価度試験			△	△
	コンデンサ、リアクトル	外観点検	○	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	計器用変成器、零 相変流器	外観点検	○	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
	避雷器	外観点検	○	○	○	○
		10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○
母線等	外観点検	○	○	○	○	
	10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
その他高圧機器	外観点検	○	○	○	○	
	10 <sup>kV</sup> ボルトによる絶縁抵抗測定			△	○	
受・配電	配電盤、制御回路	○	○	○	○	

設備	点検項目	工事期間中の 巡視、点検 (週1回)	月次点検 (隔月1回)	年次点検(毎年1回)		
				年次点検Ⅰ	年次点検Ⅱ	
盤		電圧値、電流値の測定		○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
		計器校正試験			△	△
		シーケンス試験			△	△
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○	○
		接地抵抗測定			△	○
		漏えい電流測定		○	○	○
構造物	受電室建物、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等	外観点検	○	○	○	○
配電設備	電線路	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
負荷設備	低圧機器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	開閉器	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
	遮断機	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
絶縁状態監視			低圧絶縁監視装置による			
蓄電池設備	蓄電池	外観点検	○	○	○	○
		電圧測定		○	○	○
		比重測定			○	○
		液温測定			○	○
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	○
		絶縁抵抗測定			△	○
構造物等	外観点検	○	○	○	○	
PCB	変圧器、コンデンサ、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、開閉器、遮断機等	高濃度PCB含有電気工作物の確認			○	○

箕面市役所豊川支所  
植木剪定等業務委託仕様書

## 豊川支所植木剪定等業務委託仕様書

この仕様書は、箕面市役所豊川支所の植木剪定等業務委託の大要を示すもので、その他軽微な事項については、本書に記載なき事項であっても、委託者（以下「甲」という。）が施設管理上必要と認めた事項について、受託者（以下「乙」という。）は実施しなければならない。

### 1 共通事項

#### (1) 定義

- ①平日 月曜日から金曜日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年1月3日までを除く。
- ②休日 平日を除く日
- ③時間外 平日の午前8時45分から午後5時15分を除く時間

#### (2) 対象となる施設の敷地

箕面市役所豊川支所 箕面市粟生間谷西一丁目2番1号

#### (3) 施設の概要

敷地面積 4,433㎡

### 2 業務内容、実施の頻度及び時期

#### (1) 対象敷地の別表に示す植木等の剪定及び整枝

頻度 年1回  
時期 毎年9月

#### (2) 対象敷地の別表に示す植木等の害虫防除

頻度 年2回  
時期 毎年6月及び9月

### 3 一般事項

- (1) 来庁者への災害防止及び作業員の労働災害の防止等のため、各種保険に加入すること。
- (2) 作業時には危険防止のため、ヘルメット等防具を着用すること。
- (3) 剪定した枝は適切に処分すること。また、剪定後、樹種により処置が必要な場合は実施すること。
- (4) 来庁者への安全確保及び車両等に配慮して業務を実施すること。なお、実施に伴い来庁者等へ損害を与えた場合等には速やかに市担当職員に報告し、賠償責任が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

## 4 特記事項

- (1) 業務に必要な器具類や消耗品等は、その一切を受託事業者の負担とする。なお、使用機材については、安全性を配慮した製品を使用すること。
- (2) 薬剤を使用する場合は、塗布、注入などの散布によらない方法を検討すること。
- (3) 薬剤散布については、無風又は風の弱いときに行うなど、敷地内、近隣に影響の少ない天候の日や時間帯を選んで行うこと。
- (4) 作業日時については、施設と事前に協議により決定すること。

## 5 提出書類

- (1) 施工写真 1部 (作業内容、範囲等を着手前・中・後に整理したもの)
- (2) その他、甲の担当職員が指示したもの

別表 対象となる樹木等

名称	内容		数量
樹木剪定整枝 (高木)	幹周	0 ~ 30 cm	47 本
樹木剪定整枝 (高木)	幹周	31 cm ~ 45 cm	10 本
樹木剪定整枝 (高木)	幹周	46 cm ~ 60 cm	2 本
樹木剪定整枝 (高木)	幹周	61 cm ~ 80 cm	13 本
樹木剪定整枝 (高木)	幹周	81 cm ~ 100 cm	6 本
樹木剪定整枝 (高木)	幹周	101 cm ~ 120 cm	1 本
樹木剪定整枝 (高木)	幹周	121 cm ~ 140 cm	6 本
樹木剪定整枝 (高木)	幹周	141 cm ~ 160 cm	1 本
樹木剪定整枝 (高木)	幹周	161 cm ~ 200 cm	1 本
樹木剪定整枝 (低木)	寄植剪定		200 m <sup>2</sup>
樹木剪定整枝 (低木)	H= 90 cm内外		48 本
樹木剪定整枝 (低木)	H= 180 cm内外		138 本
剪定枝処分費			1,050 kg

